

◎新潟県告示第883号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により、次のとおり構造計算適合性判定機関にその構造計算適合性判定を行わせることとした。

平成27年6月9日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 名称及び住所
一般財団法人 にいがた住宅センター
新潟市中央区新光町15番地2
- 2 業務区域
新潟県の全域
- 3 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
新潟市中央区新光町15番地2
- 4 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務
次の各号に掲げる業務
 - (1) 床面積の合計が5,000㎡以下の建築物（建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに定める構造計算による建築物等を除く。）
 - (2) 床面積の合計が10,000㎡以下の建築物で、法第18条第2項に該当するもの（令第81条第2項第1号ロに定める構造計算による建築物等を除く。）
- 5 構造計算適合性判定の業務の開始の日
平成27年6月1日